

〔親俊日記〕天文八年十二月四日丁卯坊城殿へ罷也、彼物語ながらの橋柱にて硯箱禁中被仰付之、御會始御製御代不分明間不載之、

あきの夜の月やながらのはし柱こ、にも影のすみわたるらん

〔二川分流記〕永祿十一年九月十日に、典廐城の前中津川に船橋かけられたり、然るに七十一年已前に、畠山尾張守、河内高屋の城より出て、攝州入の時に天王寺へ陣取、其時渡邊川長柄に橋を掛られたり、其所註なく高屋の城へ歸陣候つる由申傳へ候、

〔扶桑殘葉集七〕長柄橋杭殘木記

ながらの橋杭の残れるをほりえしと聞て、いさ、かこれをもとめて、かの所のさまを繪にかきて、橋、ばしらに其木けづりなして、調しける硯のふたを、やごとなき御許に奉るとて、

法橋清順

かくてこそ世にもえられめ橋柱むかしながらにくちのこるとは

御かへし

津の國ながらのはしの跡は、今は田にすきかへしなどして、ふりぬる名のみ残れるよしなり、さればそのちかきわたりにすみて、ことのはの道うとからぬ人のすさびに、まさしき橋杭をほり出たるときは、まことに心ざし深きゆるなるべし、その木をのぞみて、すゞりの箱のふたに、はし杭のこれる長柄のむかしを寫繪にかきて、かの木をそのま、くひになせるが、あさからぬな、さけのほどもみゆるを、おくりける人の一片の玉藻をさへそへてありければ、感情にたへずして、まさごの鳥のつたなき跡をつけぬるものならし、

橋ばしら思ひがけきや手にとりてむかしながらの跡を見んとは

亞三台光榮